

■ 受講特典(詳細)

1 養父市創業・第二創業補助金とは

養父市の地方創生の取り組みの一環として、産業振興と経済の活性化、新たな雇用創出を目的に、市内における多様な創業・第二創業を支援します。

▶ 補助対象事業 養父市内で創業・第二創業により行う事業で次に該当するもの

- ① 市内の産業の振興及び雇用の創出を図り、継続が見込まれるもの
- ② 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の総額が50万円以上のもの

【創業・第二創業の定義】

創業 … 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始するものをいいます。  
 第二創業 … すでに事業を行っている個人事業主又は法人が、日本標準産業分類の小分類以上が異なる業態転換又は新事業進出等を行うものをいいます。

▶ 補助対象者 養父市内で創業・第二創業を行う者で次の①から⑥の全てに該当する者

- ① 補助金を申請する年度内に創業又は第二創業を行う者(又は補助金の申請時において創業又は第二創業を行った日から3年を経過していない者)で、市内に主たる事業所(本社、本店等をいう。)を有し、又は設けようとする者
- ② 個人事業主にあつては、事業の完了までに養父市に居住し、住民登録がされている者
- ③ 法人にあつては、事業の完了までに市内を主たる事業所の所在地とした法人登記が行われている者
- ④ 市税等を滞納していない者
- ⑤ 養父市企業支援センター又は金融機関の指導を受けた事業計画を有する者
- ⑥ 個人事業主にあつては本人又は後継子定者が、法人にあつては役員のいずれかが昨年度までに養父市商工会主催による創業塾を受講され証明書の発行を受けた者

ただし、次に掲げる者は対象者になりません。

- ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者(同一事業者1回限り)
- ・既に創業している個人事業主が新たに法人を設立する等(いわゆる法人成り)する場合
- ・同一の事業で養父市から同趣旨の補助金(養父市企業等振興奨励制度「新規創業、事業継承助成金」など)の交付を受けた者、又は受けることが確定している者 等

▶ 補助対象経費 補助対象期間に支払ったことが証明できる以下の経費

- ① 人件費 ② 工事・修繕費 ③ 設備・備品等購入費 ④ 事業所等の賃借料 ⑤ 業務委託・外注費
- ⑥ 謝金等 ⑦ 広告宣伝費 ⑧ 研修費

【条件】①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費  
 ②補助対象期間内に発生し、支払が完了した経費 ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

▶ 補助率等 補助対象経費合計額の1/2以内 補助金の限度額100万円

- ・補助対象者が、女性、40歳未満の者又は養父市に住民登録後3年以内の者(U・Iターン者)の場合は、補助対象経費合計額の3分の2以内
- ・市内の地域資源を活用し、食品等の製造加工を行う事業で、200万円以上の設備投資を行う事業の場合は、限度額 200万円

▶ 補助対象期間 令和5年4月1日～令和6年2月28日(予定)

注1 「養父市創業・第二創業塾2022」を受講された方の同補助金申請は令和5年度以降となります。  
 注2 令和5年度の予算状況により内容に変更がある場合があります。

2 特定創業支援等事業に該当する事業のため創業者に対する措置が受けられます。(減税、拡充)

- I. 株式会社を設立する際の登記に係る登録免許税の軽減(資本金の 0.7% → 0.35%)  
 ※最低税額は 15万円 → 7.5万円 に減額
- II. 創業関連保証の特例  
 創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から利用可能
- III. 日本政策金融公庫が取り扱う「新創業融資制度」について、自己資金要件を撤廃

3 養父市、商工会が連携して、受講者の方へ伴走型支援の展開を行います。

本塾が終了後も継続的な事業展開、課題解決に向けた専門家派遣の実施および活用できる施策メニューの情報提供を行い、アフターフォローも継続的に受けて頂くことが可能です。